熊本地震関連

熊本地震で被災した家屋等の解体・撤去について

①事業の概要

熊本地震で被災した全壊・半壊家屋等については、市が所有者等に代わって解体・撤去を行うことができます。

◆対象となる家屋等

市内に所在する家屋等であって熊本地震により被災したもののうち、次のいずれかに該当するものです。

(1) り災証明書による被害の程度が、全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた家屋等

(2) (1)と同程度の被害が確認され、倒壊等により生活環境の保全に支障がある、または支障のおそれがあると認められた家屋等

※「家屋等」とは、家屋、店舗、事務所、倉庫およびこれらに附帯する施設をいいます。

◆すでに解体を行った場合は

倒壊等により生活環境の保全に支障があって、すでに解体を行った被災家屋等については、事業の対象となる場合があります。

②申込みについて

所定の申込書と必要書類を廃棄物対策課（市清掃センター内）中北町３７４３へ、７月末日まで提出ください。

◆これから解体・撤去の場合

①解体撤去申込書　②家屋等の配置図　③同意書（共有者・関係権利者・法定相続人）④委任状（代理申込みのとき）　⑤り災証明書　⑥建物登記簿謄本　など

◆すでに解体・撤去を行った場合

①解体撤去済申出書　②家屋等の配置図　③委任状（代理人のとき）　④り災証明書　⑤建物登記簿謄本（滅失登記）⑥解体前、工事中、解体後の状況がわかる写真　⑦工事に関する契約・見積・領収書　⑧解体後の廃棄物のマニフェスト　など

問合せ　廃棄物対策課☎34１９９７

災害弔慰金に係る申出について

地震後の避難所生活の継続など環境の激変により体調を崩して死亡した場合などの、いわゆる「災害関連死」として判定された場合にも「災害弔慰金」が支給されます。また、災害により負傷し、医師の治療を１カ月以上要した人は、「災害義援金」の対象となる場合があります。

なお、審査するにあたり、診断書などの書類の提出が必要となります。

お心当たりがあるときは、７月15日㈮までにお申し出ください。

申出窓口　健康福祉政策課☎33４００３

よりそいホットライン

どんな人のどんな悩みにもよりそって、解決する方法を探します。ひとりで抱え込まずに、お電話ください。

被災した人のための専用回線を設けました。音声ガイダンスが流れますので、【8】を選んでください。

（24時間年中無休電話相談）

フリーダイヤル

☎０１２０(２７９)３３８

携帯電話（ＰＨＳ）、公衆電話からもつながります。

広　告

広　告